

令和2年5月21日

日光市立豊岡中学校保護者様

日光市立豊岡中学校長 見目 宗弘

新型コロナウイルス感染症への安全対策を講じた学校再開について

新緑の候、保護者の皆様にはいよいよご清祥の由、心からお喜び申し上げます。また、臨時休業中のご家庭のご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、まだまだ予断を許さない状況が続いておりますが、日光市教育委員会の学校再開通知を受け、6月1日（月）から学校を再開します。国の学校再開ガイドラインに基づき、安全対策を講じ、下記の通り、学校教育を進めて参りますので、ご理解とご協力の程、よろしく申し上げます。

記

- 1 **学校再開** 6月1日（月）全校生徒普通登校 登校8時05分、給食、清掃あり。
持ち物：検温カード、上履き、月曜日の時間割と筆記用具、清掃時の頭おおい、マスク着用、ハンカチ持参。
45分授業、部活動なし、下校時刻15時40分。

2 学校として行うこと

- (1) 生徒に手洗いや咳エチケットを指導し、マスクを着用させます。
学校再開時の朝の会で、健康指導を行います。
※毎週、月曜日に地元の渡辺産業様からいただいたマスクを1枚ずつお配りします。マスクが入手できない時は、手作りマスクでかまいません。
- (2) 校内に石けんや消毒用アルコールを設置し、手指衛生を保てる環境を整備します。
また、多くの生徒等が手を触れる箇所（ドア、手すり、スイッチなど）は毎日、放課後、消毒液を使用して清掃します。
- (3) 適切な環境保持のため、エアコン使用中も教室の換気をします。また、休み時間ごとに2カ所のドアや窓を明け、風通りをよくします。
- (4) 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業中のグループの話し合いなどの活動は控えます。また、感染の可能性が高い一部の実技指導などについては、指導の順序を変更したり、換気を十分に行うなどの工夫をしたりして行います。
(例)・体育における身体接触を伴う活動。
・音楽における歌唱の活動やリコーダー等を用いる活動。
・家庭における調理実習。
- (5) 給食の配膳の際は、生徒等が間隔を空けて並びます。また、机・配膳台をアルコールで消毒し、生徒は手洗い後、手指をアルコール消毒します。給食は教室を分散して行い、前を向いて飲食し、会話を控えさせます。
- (6) 集会活動を極力減らし、集まらざるを得ない場合は短時間で行います。
- (7) 休み時間の教室移動は、単独で移動するようにします。
- (8) 清掃は無言清掃で行います。
- (9) 6月1日（月）～6月5日（金）は生徒を学校生活に慣れさせるため、45分短縮授業で行います。また、水曜日にも6時間授業を行います。この週は部活動はなしです。毎日15時40分下校です。

- (10) 6月8日(月)から通常通りの日課です。6月8日(月)～19日(金)は1時間だけ部活動があります。ただし、13日(土)・14日(日)は部活動休み、20日(土)・21日(日)の休日は2時間程度の実施です。この2週間は帰りの会終了が16時05分、部活動終了が17時15分で、下校時刻は17時30分です。
- (11) 6月22日(月)の週から部活動も通常に戻ります。18時15分終了18時30分下校です。休日は3時間程度の部活動となります。
- (12) 授業時数確保のため、当面の間、水曜日も6時間授業となります。6月中は水曜日は15時40分下校です。6月10日(水)だけは1時間、部活動があり、16時40分下校となります。
- (13) 教職員も手洗い、咳エチケットを徹底し、マスクを装着します。また、毎朝、検温し、健康管理を徹底します。健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させます。

3 ご家庭でご協力をお願いしたいこと

- (1) 検温記入用紙に、毎朝、自宅で検温し、記入して学校に持たせてください。また、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するようお願いします。
- (2) ハンカチを持たせ、マスクを着用させてください。
- (3) 学校で生徒が発熱、咳、喉の痛み等を訴えた場合は、保健室前の別室に待機させ、ご家庭に連絡します。この状況下ですので、一時的に寝かせ様子をみる等の対応は取りません。直ちに早退させます。ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

4 感染者が出た場合

- (1) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別がないように
どんなに予防策を講じていても、感染してしまうことがあります。そのような場合、感染者、濃厚接触者とそのご家族に対して偏見や差別につながる行為がないようにお願いします。
- (2) 生徒が感染してしまった場合
治癒するまでの間、その生徒は出席停止となります。学校は14日間の臨時休業となります。
- (3) 生徒や保護者が濃厚接触者となってしまった場合
保護者や生徒等から濃厚接触者である旨の情報を得た場合、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該生徒等に対して出席停止の措置を講じます。保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、市教委の指示の下、学校全体の対応を行っていきます。
- (4) 感染症の予防上、保護者が生徒等を出席させなかった場合
感染症の予防上、生徒等を出席させなかった場合、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができます。ご相談ください。
- (5) 教職員が感染者となってしまった場合
(2)と同様です。治癒するまでの間、当該教職員を休ませます。また、学校は、14日間の臨時休業となります。
- (6) 教職員が濃厚接触者となってしまった場合
当該教職員を休ませ、(3)と同様の対応をしていきます。